

市税は納期内に

納めましょう

12月は「税込確保重点月間」

◆差し押さえ件数と徴収金額

財産種別	平成29年度	平成30年度
預貯金	152件	156件
国税還付金	35件	48件
不動産	4件	3件
自動車・軽自動車・動産	7件	4件
生命保険	20件	15件
給与	10件	15件
年金	1件	6件
出資金等	54件	57件
合計	283件	304件
徴収金額	55,958,836円	46,746,482円

西脇市では税の公平性と、自主財源である市税収入の確保のため、滞納整理に取り組んでいます。

納付資力があながら、納税しない滞納者に対しては、徹底した財産調査を行い、判明した財産を差し押さえます。

① 財産調査

何らかの事情で納税できない場合を考慮し、文書や電話などで市税の納付を促します。それでも相談や納税がない場合は、法律に基づき、事前了承なく滞納者の財産調査（金融機関や勤務先、取引先などへ照会）を行います。

② 差し押さえ

差し押さえをする財産の対

象は、預貯金や給与、年金、国税還付金、生命保険、不動産、売却金、自動車（タイヤロックII写真）、その他の債権などです。法律に基づいて、事前了承なしに差し押さえます。

③ 搜索

財産がなかったときは、市職員が滞納者宅などに強制的に立ち入り、搜索します。この搜索には、法律の規定によって、滞納者の同意や裁判所の令状を必要としません。また、滞納者が不在のときは専門業者に依頼し、鍵を開錠した上で搜索し、発見した財産を差し押さえます。

④ 差し押さえた財産を現金化

一度登録すると、翌年度以降は自動に引き落としされます。口座振替は納税を忘れる心配も支払いに行く必要もなく、大変便利です。

▼口座振替ができる金融機関

三井住友銀行▽但馬銀行▽みなど銀行▽中兵庫信用金庫▽近畿労働金庫▽播州信用金庫▽兵庫県信用組合▽みのにり農業協同組合の各本支店▽全国のゆうちょ銀行▽郵便局

コンビニでも納付が可能

全国のコンビニエンスストアで、いつでも市税の納付ができます。また、金融機関の窓口でも納付ができます。

預貯金や給料などがある場合は、銀行や勤務先に対して差し押さえを実施します。動産や不動産などは、公売によって現金化し、税に充てています。

⑤ 延滞金

納期限までに納税された方との公平性を保つため、納期限を過ぎた納税には、延滞金を加算します。うっかり納め忘れた場合にも、同様に加算します。必ず納期限内に納めてください。

▼延滞金（平成30年1月）

納期限の翌日から1ヵ月を経過する日まで12・6パーセント▽それ以降11・8・9パーセント

▼問合せ 税務課収税対策担当（市役所内線237・238）

納税に困ったら相談を

やむを得ない事情で納期の納税が困難な方に、徴収を猶予する制度があります。納期限を過ぎる前に、ご相談ください。

▼問合せ 税務課収税対策担当（市役所内線237・238）

金融機関の窓口または市役所税務課に、預金通帳、銀行届出印、納税通知書などを持参し、お申し込みください。

納税は便利な口座振替で

平成30年度から給与所得の個人住民税を給与から天引き（特別徴収）によって納めていただくように、事業主の皆さんにお願いしています。従業員の方には、納税の仕組みや金融機関などへ行く必要がなくなります。また、年4回払いの普通徴収に比べて、年12回払いの給与天引きの方が、1回当たりの納付額が少なくなるなどの利点があります。

▼問合せ 税務課（市役所内線237・238）

個人住民税の特別徴収とは、事業主が従業員の給与から個人住民税を天引きし、市に納入する制度です。所得税の源泉徴収義務のある事業主の皆さんに、地方税法と条例で義務付けられています。特別徴収が不要な場合は法令で定められており、原則事業主が特別徴収を行うか、行わないかを定めることはできません。制度へのご理解とご協力をお願いします。

個人住民税の特別徴収を強化しています

事業主の皆さんへ 県と県内全ての市町では、平成30年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています。

個人住民税の特別徴収とは、事業主が従業員の給与から個人住民税を天引きし、市に納入する制度です。所得税の源泉徴収義務のある事業主の皆さんに、地方税法と条例で義務付けられています。特別徴収が不要な場合は法令で定められており、原則事業主が特別徴収を行うか、行わないかを定めることはできません。

▼問合せ 税務課（市役所内線237・238）

◆滞納処分の流れ

① 納期限経過

市税の納期限は、納税通知などでお知らせしています。

② 督促状の発送

納期限後20日以内に納付がない場合、督促状(督促手数料70円が必要)を発送します。さらに10日経過すると、滞納処分の対象になります。

③ 処分予告を送付

催告書などで滞納の事実を通知します。予告なく滞納処分を行うこともあります。

④ 財産調査

金融機関や勤務先などの財産調査を行います。

⑤ 財産を差し押さえる

滞納者の財産を差し押さえます（預貯金、給与、年金、国税還付金、生命保険、不動産、売却金、自動車などが対象）。

⑥ 公売換価・充当

差し押さえた財産を売却し、滞納市税に充当します。

第67回西脇市美術展覧会審査結果

11月7日（木）から10日（日）まで市民会館で、第67回西脇市美術展覧会を開催しました＝写真。

日本画、洋画、彫塑、工芸、書、写真、デザインの7部門の入賞・入選作品計195点のほか、無鑑査出品5点を展示しました。



◆問合せ

生涯学習課（総合市民センター内／☎22-5996）

* * * * *

各部門の入賞者は下記のとおり（敬称略）。

【日本画】最優秀賞＝岡本紀乃（大阪府）◇優秀賞一席＝藤岡晴代（加古川市）◇優秀賞二席＝西脇和子（西脇市）◇奨励賞＝藤原田鶴子（西脇市）、繁田鈴子（明石市）、古川功晟（赤穂市）、宇高良彦（多可町）◇しばざくら賞＝篠原征子（西脇市）

【洋画】最優秀賞＝長谷川禎一（多可町）◇優秀賞一席＝和田茂樹（朝来市）◇優秀賞二席＝児玉泰（大阪府）◇優秀賞三席＝山居茂樹（豊岡市）◇奨励賞＝荻野沙紀（西脇市）、西田管男（加古川市）、篠原ちづ子（三田市）、藤本豊（加東市）、安達實（多可町）、近藤昇（京都府）◇しばざくら賞＝富原均（西脇市）

【彫塑】最優秀賞＝吉良幸弘（丹波市）◇優秀賞＝橋本和也（高砂市）◇奨励賞＝常石孝子（丹波市）、秦榮一郎（豊岡市）◇しばざくら賞＝小松原ケンスケ（西脇市）

【工芸】優秀賞一席＝坪田隆男（姫路市）◇優秀賞二席＝井上武士（姫路市）◇優秀賞三席＝藤井俊策（西脇市）◇奨励賞＝河野好文（西脇市）、山地峯雄（加古川市）、佐藤詩子（三木市）、長谷川千賀子（加東市）◇しばざくら賞＝藤井千陽（西脇市）

【書】最優秀賞＝真鍋良子（多可町）◇優秀賞一席＝山本節子（西脇市）◇優秀賞二席＝片岡千恵美（西脇市）◇奨励賞＝藤原正枝（西脇市）、西倉溪水（丹波市）◇しばざくら賞＝亀野漣華（西脇市）

【写真】最優秀賞＝河合正雄（小野市）◇優秀賞一席＝大城戸正憲（西脇市）◇優秀賞二席＝大地洋次郎（京都府）◇優秀賞三席＝寺尾昭男（多可町）◇奨励賞＝中川達雄、藤賀洋子、神月祥江（以上、西脇市）長谷川弘道、市嶋久資（以上、小野市）、細見政樹（朝来市）、森口正基（たつの市）、大西敏晴（稲美町）、七五三良幸（太子町）、森田弘子（大阪府）◇しばざくら賞＝船田成子（西脇市）

【デザイン】最優秀賞＝石川弘子（小野市）◇優秀賞一席＝赤秀利成（小野市）◇優秀賞二席＝山上憲一（奈良県）◇奨励賞＝湯浅和美（西脇市）、小野加奈子（神戸市）◇しばざくら賞＝富永信義（西脇市）